

国水水第 524 号
令和 8 年 4 月 7 日

各都道府県知事 殿
各政令指定都市の長 殿

国土交通省水管理・国土保全局長
(公 印 省 略)

簡易水道等施設整備費補助金実施要綱の施行について (通知)

簡易水道等施設整備費補助金の交付に関して、「簡易水道等施設整備費補助金実施要綱」を別添のとおり定め、令和 8 年 4 月 7 日より施行することとしたので通知する。

つきましては、貴管内の市町村（政令指定都市を除く。）等に対しても、貴職からこの旨周知されたい。

簡易水道等施設整備費補助金実施要綱

第1 通則

簡易水道等施設整備費補助金の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

本事業は、水道未普及地域の解消、簡易水道事業の再編、簡易水道施設の耐震化・老朽化対策や安全で良質な給水を確保するための施設整備等を推進することを目的とする。

第3 事業主体

本事業の事業主体は、水道施設等に係る事業を実施する都道府県、市町村、一部事務組合、広域連合及びPFI事業選定事業者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第8条第1項の規定により選定された選定事業者及び同法第16条の規定により選定事業者が公共施設等運営権を設定し、同法第23条第1項の規定により水道利用者から運営権者が収受する水道施設の利用料金によって、事業を運営する者をいう。）とする。

第4 対象事業

別表第1に示すとおりとする。

第5 補助率

別表第2に示すとおりとする。

第6 事業計画の策定、公表

本事業の事業主体は、事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、政令指定都市を除く市町村等にあつては、都道府県知事を経由して行うものとする。また、事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第7 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する本事業に関し、適正化法、その他の法令及びこの要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する本事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。
2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村等に対し、それぞれその施行する本事業につき、本事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、

その本事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村等（政令指定都市を除く。）に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。

	<p>飛地区域</p>	<p>ものに限る。</p> <p>3. 次の(1)又は(2)のいずれかに該当するもの</p> <p>(1) 簡易水道又は飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた地域（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあっては、この限りでない。）において、既存の水道事業の給水区域から原則として200m以上離れた地域に、既存の水道事業の経営による水道施設の整備を行う事業</p> <p>(2) (1)の地域又はその周辺で水源の確保が困難なため、同一行政区域内に存する水道事業から浄水を受けて行う水道のうち、水道事業の給水区域（飲料水供給施設にあっては現在供給されている区域）からの距離が、原則として200m以上（地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村及び離島簡易水道にあっては、この限りでない。）の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業。（当該事業における飲料水供給施設の整備は、給水人口10人以上100人以下とする。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあってはこの限りではない。）</p>	<p>(1) 事務所及び倉庫 （工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>
	<p>給水区域内無水源</p>	<p>4. 既認可給水区域であって、まだ水道が布設されていない地区（給水人口101人以上5,000人以下）に対し、現在給水されている区域から原則として200m以上の連絡管で連絡して水道施設の整備を行う事業</p>	
	<p>区域拡張</p>	<p>5. 市町村が簡易水道事業又は飲料水供給施設の給水区域の拡張を行う事業（当該事業を行うために必要な基幹的施設の改良を行う事業（生活基盤近代化事業の対象となる施設整備に限る。）を含む。）</p> <p>なお、簡易水道施設については給水人口10人以上、飲料水供給施設については従前の給水人口の20%以上であること。ただし、地下水等汚染地域又は財政力指数0.30以下の市町村にあって</p>	

		は、この限りでない。	
簡易水道 再編推進 事業	統合簡易 水道	<p>1. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であって、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であって国土交通大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であって、国土交通大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p>	<p>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。</p> <p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費</p> <p>(1) 井戸、集水きょ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</p> <p>(4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設（飲料水供給施設を布設し得る条件を備えた未給水地区内を含む。）にあつては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であつて屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。</p>
	簡易水道 統合整備	<p>2. 市町村が、特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業の簡易水道施設又は特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設に係る統合簡易水道施設を整備する事業であつて、次の(1)から(3)のいずれかに該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する統合簡易水道施設整備計画に基づく、水道未普及地域解消事業（給水人口50人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 統合簡易水道施設の給水区域内において、水源が枯渇し、その周辺での水源の確保が著しく困難な場合において、当該水道事業以外の水道事業（原則として200m以上の距離を有すること。）から浄水を受けて統合簡易水道施設整備事業を行うことが最も経済的、合理的であつて国土交通大臣が必要と認めた事業</p> <p>ただし、平成29年度以降は、平成19年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれた簡易水道施設又は飲料水供給施設で他の水道施設から原則として200m以上の距離を有するものについて、次のア及びイのいずれにも該当する場合に実施する「同一水道事業内の離れた水道施設間の連絡管整備事業」であつて、国土交通大臣が必要と認めた事業を含む。</p> <p>ア 水源が枯渇し、その周辺で水源の確保が著しく困難であるため、当該水道施設以外の水道施設から浄水を受ける連絡管の整備が最も経済的、合理的であること。</p> <p>イ 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの連絡管整備費用が平均以上であること。</p> <p>(3) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p>	<p>ア 給水栓</p> <p>イ 立上り管</p>

	事業	<p>給施設に該当しない飲料水供給施設を統合整備する事業であって、次の(1)又は(2)に該当するもの。</p> <p>(1) 市町村が策定する「簡易水道統合整備計画」に基づき、上水道施設と簡易水道施設又は飲料水供給施設との統合整備を行うために必要となる水道未普及地域解消事業（給水人口 50 人未満のものを除く。）及び生活基盤近代化事業の対象となる施設整備並びに基幹的施設の新設事業</p> <p>(2) 経営の一元化、管理の一体化等を図る場合の遠隔監視システムの整備事業</p>	<p>(6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</p> <p>2. 1 に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>
生活基盤近代化事業	増補改良	<p>1. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の増補改良を行う事業で、次の(1)から(8)のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、(1)に該当する事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）</p> <p>③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のい</p>	<p>簡易水道事業の用に供する施設又は飲料水供給施設のうち、以下に掲げる施設。なお、統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設を含む。</p> <p>1. 次に定める施設及び当該施設設置のために必要な最小限の用地及び補償費等</p> <p>(1) 井戸、集水埋きよ、貯水池、取水ポンプその他取水に必要な施設</p> <p>(2) 導水管、送水管、その他導送水に必要な施設</p> <p>(3) 浄水池、滅菌装置その他浄水に必要な施設</p>

	<p>れかに該当すること。</p> <p>ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの増補改良事業費用が平均以上であるもの</p> <p>イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること。</p> <p>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が10%以上</p> <p>(イ) 有収水量1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p> <p>(1) 水源の枯渇又は使用水量の増加に係る事業であって、次のア及びイに該当するもの。</p> <p>ア 増補改良しようとするしゅん工後10年以上経過した簡易水道施設又は飲料水供給施設（以下「旧施設」という。）の計画水量が、水源の枯渇のため、当初の計画どおりには得られなくなったもの又は給水区域内の人口の増加、若しくは生活改善等に伴い使用水量が増加したため、当初の計画水量では一般の需要に応ずることができなくなったものであること。</p> <p>イ 旧施設における渇水期間中の1人1日当たりの最大給水可能量が150ℓ以下であること。</p> <p>(2) 旧施設の水質が「水質基準に関する省令」（平成15年厚生労働省令第101号）による水質基準に適合しなくなるおそれが生じたことに伴う施設整備事業</p> <p>(3) 鉛製管の更新を行う事業。</p> <p>(4) クリプトスポリジウム等病原性原虫対策としてのろ過施設（次のア及びイ又はウのいずれかに該当するものに限る。）、紫外線処理施設の整備又はろ過施設の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>ア 水源が表流水、伏流水、湧水又は浅井戸であること。</p> <p>イ 既設設備が塩素消毒のみの場合において、原水中に、大腸菌、嫌気性芽胞菌、糞便性大腸菌群、糞便性連鎖球菌、クリプトスポリジ</p>	<p>(4) 配水池、配水管その他配水に必要な施設</p> <p>(5) 飲料水供給施設にあっては、(1)から(4)までに掲げるもののほか、給水に必要な施設であって屋外に新設する部分。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>ア 給水栓</p> <p>イ 立上り管</p> <p>(6) 放射線量の確認を行うための分析機器（シンチレーションサーベイメータ）</p> <p>(7) 更新計画や分散型システムの導入等を位置づけたアセットマネジメント計画の策定</p> <p>(8) 分散型システムを導入する際に必要な事業（水源整備（井戸等）、小型浄水処理装置、管路布設、既設管路の撤去、遠隔監視システム、運搬送水のための給水車、及びこれらと密接な関連を有する施設等）</p> <p>2. 1に掲げる施設には次の施設を含まないものとする。</p> <p>(1) 事務所及び倉庫（工事施工のための仮事務所及び仮設倉庫を除く。）並びに門、さく、へい、植樹その他当該簡易水道の維持管</p>
--	---	---

	<p>ウム若しくはジアルジアが検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便処理施設（し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設）が存在すること。</p> <p>ウ 既設設備が緩速ろ過又は急速ろ過である場合においては、イに加え、浄水の濁度を 0.1 度以下に維持できない施設であること。</p> <p>（5） 有機フッ素化合物（PFOS 又は PFOA に限る。）による汚染に対処するための活性炭処理施設等の整備又は活性炭処理施設等の整備に代替して開発する水源の整備事業</p> <p>（6） 基幹的な水道構造物の耐震化のための補強事業であって、かつ、次のア又はイのいずれかに該当し、ウからカのいずれにも該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>ウ 取水施設、導水施設、浄水施設、送配水施設及びこれらの施設と密接な関連を有する施設（管路は含まない。）及びこれらの施設内に存在する基幹的な水道構造物であり、施設の運営に必要な施設であること。</p> <p>エ 地方公営企業法施行規則（昭和 27 年総理府令第 73 号）第 14 条に定める法定耐用年数以内の施設又は経過年数が、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産処分の制限期間（平成 20 年厚生労働省告示第 384 号）で定める年数以内の施設であること。</p> <p>オ 平成 9 年度以前に建築された施設であって、耐震診断により水道施設の技術的基準を定める省令（平成 12 年厚生省令第 15 号）に基づ</p>	<p>理に必要な施設</p> <p>(2) 給水装置</p>
--	---	--------------------------------

	<p>基幹改良</p>	<p>く施設基準を満たさないことが明らかであるもの。</p> <p>カ 耐震補強又は改築を行った基幹的な水道構造物については、供用期間内に発生する確率は低い、大きな強度を有する地震動（レベル2地震動）に対して、生じる被害が軽微で所期の機能を保持できる構造であること。</p> <p>(7) 緊急遮断弁又は非常用電源設備を設置する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>(8) 原子力発電所等核燃料を取扱う施設の周辺の水道事業者が事故時等に放射線量の確認を行うための分析機器の整備事業</p> <p>2. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の基幹的施設について行う改良事業であって、老朽化その他やむを得ない事由により機能が低下した場合に行う(1)から(4)並びに(5)のいずれかに該当するもの。ただし、(1)から(3)は増補改良に該当する事業を除く。</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、下記(1)から(4)の事業においては特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め10年間は特定簡易水道事業として扱わない。）</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない離島振興</p>	
--	-------------	---	--

	<p>対策実施地域における飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）</p> <p>③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び離島振興対策実施地域における飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のいずれかに該当すること。</p> <p>ア．当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの基幹改良事業費用が平均以上であるもの</p> <p>イ．経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</p> <p>（ア）上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が 10%以上</p> <p>（イ）有収水量 1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量 1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p> <p>（1）しゅん工後原則として 40 年以上経過した構築物を廃止して新設するもの。</p> <p>（2）設置後原則として 10 年以上経過した機械及び装置（関連する構築物を含む。）を廃止して新設するもの。</p> <p>（3）布設後 20 年以上経過した管路を廃止して新設するもの。</p> <p>ただし、各施設ごとの管路の延長又は全管路延長の 20%以上（財政力指数が 0.30 以下の市町村の場合においては 10%以上、特定市町村の場合においては 15%以上とし、また、铸铁管及びコンクリート管の更新については、管路延長要件を適用しない。）の改良を行うものに限る。</p> <p>（4）しゅん工後 20 年以上経過した離島簡易水道のうち、海底送水管の布設替えを行う事業であって、国土交通大臣が必要と認めたもの。</p>	
--	--	--

	<p>水量拡張</p>	<p>(5) 地震対策として行う石綿セメント管を廃止して新設する事業であって、次のア又はイのいずれかに該当するもの。</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域における事業</p> <p>イ 地震による水道施設の被害の経験がある、又は、今後、特におそれのある地域における事業</p> <p>3. 市町村が、次の①から③のいずれかに該当する簡易水道施設又は飲料水供給施設の水量を拡張（拡張しようとする計画給水量が従前の計画給水量の 20%以上である場合。）する事業（当該事業を行うために必要となる基幹的施設の改良を行う事業（ただし、基幹改良の対象となる施設整備に限る。）含む。）</p> <p>① 特定簡易水道事業に該当しない簡易水道事業（ただし、特定経営状況事業に該当するものに限る。）に係る簡易水道施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定簡易水道事業に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定簡易水道事業として扱わない。）</p> <p>② 特定飲料水供給施設に該当しない飲料水供給施設（水道基盤強化計画等に基づく圏域における経営の一体化を実現することに伴い、特定飲料水供給施設に該当することになる場合は、経営の一体化を実現した年度を含め 10 年間は特定飲料水供給施設として扱わない。）</p> <p>③ 平成 19 年度以降に水道事業の統合により上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設及び飲料水供給施設のうち、他の水道施設から原則として 200m 以上の距離を有し、以下のい</p>	
--	-------------	---	--

	<p>重要施設配水管</p> <p>分散型システム導入事業</p>	<p>れかに該当すること。</p> <p>ア. 当該上水道事業の資本単価が全上水道事業の平均以上かつ当該施設の有収水量当たりの水量拡張事業費用が平均以上であるもの。</p> <p>イ. 経営戦略を策定しており、次のいずれかに該当すること</p> <p>(ア) 上水道事業に含まれることとなった簡易水道施設又は飲料水供給施設の給水人口比率の割合が10%以上</p> <p>(イ) 有収水量1 m³当たりの資本費が毎年度通知する平均以上若しくは有収水量1 m³当たりの給水原価が毎年度通知する平均以上</p> <p>4. 基幹病院等の給水優先度が特に高い施設に水道水を配水する配水管で、耐震機能を有するものを整備する事業であって、次の①又は②のいずれかに該当するもの。</p> <p>① 特定簡易水道事業以外の簡易水道事業者が実施する事業で以下のア又はイのいずれかの地域における事業</p> <p>ア 大規模地震対策特別措置法第3条第1項の規定に基づく地震防災対策強化地域に指定されている地域又は南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条第1項の規定に基づく南海トラフ地震防災対策推進地域</p> <p>イ 地震、渇水等による水道施設の被害、取水停止の経験がある地域</p> <p>② 国土交通大臣が認める重要施設配水管事業であるもの</p> <p>5. 既存の簡易水道事業または飲料水供給施設として維持したまま、分散型システムを導入する事業であること。</p>	
<p>閉山炭坑水道施設整備事業</p>		<p>石炭鉱業の整理等(鉱山の廃止、経営規模の縮小等)に伴い当該石炭鉱業の施設等に係る鉱業経営者(以下「鉱業経営者」という。)の設置した水道施設〔(社宅、鉱害補償地区に給水するため設置した専用水道又は飲料水を供給する施</p>	<p>水道未普及地域解消事業の3国庫補助対象施設欄の1の(6)の次に次の1項を加えて、当該欄を準用する。</p>

	設（以下「旧施設」という。）] 又は鉱業経営者が消滅し、あるいは旧施設が鉱業経営者の管理外になったため、市町村がかわって給水を行う場合において、当該市町村が旧施設を改良又は更新する事業。	(7) 共同給水装置
--	---	------------

別表第 2

施設区分	補助率
簡易水道施設	<p>1. 財政力指数が 0.30 を超える市町村にあつては 1/4 但し、</p> <p>(1) 単位管延長が 20 メートル以上であるものについては 4/10 (2) 単位管延長が 6 メートル以上 20 メートル未満であるものについては 1/3 (3) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>2. 財政力指数が 0.30 以下の市町村にあつては 1/3 但し、</p> <p>(1) 単位管延長が 7 メートル以上であるものについては 4/10 (2) 渇水対策として行う海水淡水化施設整備に係る事業で単位管延長が 1 メートル以上であるものについては 4/10</p> <p>3. 1 及び 2 にかかわらず、水源地域対策特別事業については 4/10 4. 1、2 及び 3 にかかわらず、放射線量分析機器については 1/4 5. 1、2、3 及び 4 にかかわらず、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法（昭和 29 年法律第 189 号）第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）</p>
飲料水供給施設	<p>1. 4/10 2. 1 にかかわらず、離島振興法第 2 条の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域及び奄美群島振興開発特別措置法第 1 条の規定による奄美群島については 1/2（北海道の放射線分析機器については 1/4）</p>
閉山炭鉱水道施設	1/3